

第1章 はじめに

1. 計画策定の経緯・目的

清瀬市（以下、本市）では、令和2年3月に改訂した『清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略』において、戦略コンセプトを「子どもと幸せを育む“舞台”」と定め、子育て世代が暮らし続け、結婚・出産・子育ての希望が叶えられるまちを目指しています。

その実現に向けて、市民ニーズを踏まえ、これまで清瀬駅南口地域になかった児童館（以下、「児童館」）の新たな整備に際して、清瀬市立中央図書館（以下、「中央図書館」）との複合化や清瀬市立中央公園（以下、「中央公園」）との一体的な整備も含めて検討（以下、「本事業」）を行い、施設が果たすべき役割や基本理念、導入機能等の基本的な考え方を示す『清瀬駅南口地域児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画（以下、「本計画」）』を策定しました。

なお、本計画の策定にあたっては、平成29年度に「南口児童館についての市民意見交換会」、平成30年度に「清瀬市ジュニアリーダーズクラブからの意見聴取」、令和3年度に「清瀬駅南口地域児童館整備基本計画策定に向けた市民ワークショップ」、「清瀬駅南口地域児童館整備基本計画策定検討委員会」、「パブリックコメント」及び「小・中学生からの意見聴取」を実施し、市民の皆さんより幅広い視点から意見を収集したうえで、取りまとめています。（実施概要は、巻末の参考資料を参照）

2. 本計画の位置づけ

本市におけるまちづくりの最上位計画である『第4次清瀬市長期総合計画』（平成28年3月策定）における本計画の位置づけとして、「生きがいを持って文化的に生活できるまち」、「青少年や若者が希望や夢を持つことができるまち」、「快適で住みやすいまち」等が関連する「まちづくりの基本目標」としてあげられます。また、「施策の方向性」として、「生きがいを持って文化的に生活できるまち」では、「学びの循環」を生かした生涯学習の推進、誰でも気軽にスポーツ活動に親しめる環境づくり、地域の情報拠点としての図書館サービスの充実を掲げ、「青少年や若者が希望や夢を持つことができるまち」では、地域を上げて青少年を育成する体制の整備、青少年の居場所の充実を掲げています。さらに、「快適で住みやすいまち」では、多様化する市民ニーズに対応する公園の整備を掲げています。

また、『第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン』（平成29年3月策定）では、「市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援」や「生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進」等を施策の方向性として掲げています。

一方、本計画で整備する公共施設等の基本的な方針としては、清瀬駅南口地域に地域児童館の整備を検討すること（『清瀬市公共施設等総合管理計画（基本方針編）』平成29年3月策定）、中央図書館の機能を再構築し、複合化・機能の移転を検討すること（『清瀬市公共施設再編計画』令和元年5月策定）、中央公園を優先整備区域に設定し、用地取得など公園整備を推進すること、及び隣接する中央図書館まで拡張するとともに、児童館などを整備することにより、子育て支援などのサービスを拡充し、多目的利用を推進すること（『清瀬市みどりの基本計画』令和3年3月改定）を定めています。

本計画は、上記の施策や方針等の実現に向けて取り組むものです。